令和8年度福島県立高等学校入学者選抜 福島県立会津工業高等学校 前期選抜募集要項

福島県立会津工業高等学校 〒965-0802 福島県会津若松市徒之町1番37号 TEL 0 2 4 2 - 2 7 - 7 4 5 6 (代) FAX 0 2 4 2 - 2 9 - 9 2 3 9

1 アドミッションポリシー

本校では、次のような生徒を求めている。

- (1) 幅広い知識・技能の習得を目指す意欲のある生徒
- (2) 本校の専門学科によるものづくりに興味と関心がある生徒
- (3) 部活動をはじめとした特別活動等において、協働的に取り組み、探求心を持って物事に挑戦しようとする生徒
- (4) 専門性を生かした資格取得に積極的に取り組む生徒

2 実施学科及び募集定員

課程	学	科	名	募集定員	特色選抜募集定員	一般選抜募集定員
	機械板		科	80名	定員の20%程度	各学科とも、募集定員か ら、特色選抜において合格
全日制	建築イ	゚゚ンテリ	リア科	40名	定員の20%程度	と判定された者の数を除い
	セラミック化学科			40名	定員の20%程度	た数とする。
	定 第	情	報科	40名	定員の20%程度	

3 涌学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」により、各学科とも県下一円とする。

4 出願資格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者
 - ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程 (以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了 見込の者(以下「卒業者及び卒業見込の者」という。)
 - ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 本校が示す特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 特色選抜における「志願してほしい生徒像」

本校は、社会の進歩・発展に貢献できる個性豊かな人間の育成を目指し、社会におけるものづくりの大切さに重点をおいて教育活動を行っている。また「文武両道」「至誠勤労」を行動目標としており、次のような生徒を求める。

下記の工業各科の志願してほしい生徒像に該当する者。

工業各科の志願してほしい生徒像

学	科	名	志 願 し て ほ し い 生 徒
機	械	科	・機械に関する専門的な知識や技術・技能の習得、及び資格取得に積極的で 実習等に意欲的に取り組む者
1/%	7/24	71	・将来、機械の設計、操作、加工関係の職業を希望する者
			・建築に関する専門的な知識や技術・技能の習得、及び資格取得に積極的で
建築	インテリ	ア科	実習等に意欲的に取り組む者
			・将来、建築関係の職業を希望する者
			・セラミックスや化学に関する専門的な知識や技術・技能の習得、及び資格
セラ	ミック化	2学科	取得に積極的で実習等に意欲的に取り組む者
			・将来、セラミックスや化学関係の職業を希望する者
			・電気情報に関する専門的な知識や技術・技能の習得、及び資格取得に積極
			的で実習等に意欲的に取り組む者
電	え 情幸	报 科	・将来、電気系又はICT、制御系の職業を希望する者
			※電気情報科は、2年生から電気エネルギーと情報テクノロジーのいずれか
			のコースを選択する。

各科共通

以下に示す部活動・地域クラブ活動等において、団体(登録選手)・個人で県大会以上の実績等があり、本校進学後も学業との両立を図りながらその部活動を3年間継続し、部の中心として活動できる者

部活動名〔陸上競技、野球(男子)、バスケットボール(男子)、バレーボール(男子)、バドミントン、サッカー(男子)、剣道(男子)、柔道〕

6 併願の取扱い

- (1) 志願者は、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。
- (2) 特色選抜の出願は、本校における1学科とし、第二志望は認めない。
- (3) 一般選抜の出願は、各学科間において第二志望を認める。

7 WEB出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WEB出願システム(以下「WEB出願システム」という。)を利用する。

WEB出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWEB出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 出願資格申請」(4ページ)により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

8 出願に必要な書類

- (1) 中学校卒業者及び卒業見込の者
 - ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。様式1号) ただし、令和2年3月末日までに中学校を卒業した者については、本校校長の判断により、 調査書の提出を免除する場合がある。
 - ② 特色選抜志願理由書(本校所定の様式) ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

- (2) 上記(1)以外の者
 - ① 特色選抜志願理由書(上記(1)②に同じ)
 - ② 健康診断書(令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの)(様式3号) ただし、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施 設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除する。
 - ③ 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

なお、外国における最終学校の履修証明書、学習成績証明書等とする場合は、日本語又は英語によるものとする。

9 出願手続

出願手続については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍(出身)中学校長(以下「中学校長」という。)を通して、本校校長に出願する。

① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検 定料(2,200円)を納付し、中学校長に出願を申請する。

なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】

令和8年1月26日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)正午まで

② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月5日(木)午後4時まで

③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票(様式5号)を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。

なお、調査書については「11 調査書提出」(4ページ)に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】

令和8年2月2日(月)午前9時から令和8年2月6日(金)正午まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。

(3) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。

なお、出願の際に、他都道府県の公立高等学校に出願しないことを証明する書類(様式4号) を提出すること。

- (4) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。
 - ① 志願情報に虚偽があるとき
 - ② 所定の手続を経ないで、他通学区域から出願したとき
 - 持参及び送付による書類の提出方法について

(本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。)

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。 ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、 祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立会津工業高等学校長

住所 〒965-0802 福島県会津若松市徒之町1番37号

10 出願先変更

出願先変更については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【出願先変更受付期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年2月13日(金)正午まで

11 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票(様式5号)を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月17日(火)午後4時まで

12 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日(水)午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を 印刷する。

13 出願取消

出願取消については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。 なお、<u>志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡</u> をした後に、手続を始めること。

【出願取消期間】

令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

14 自己申告書の提出

志願先の高等学校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して志願先の高等学校長に自己申告書(様式7号)を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出及び受領は、次の方法により行う。

(1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、厳封の上、本校校長あて親展とし、持参又は送付する。

ただし、<u>送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、必要</u>額の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封する。

【自己申告書提出期間】

令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

(2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書(様式8号)を交付する。

15 出願資格申請

出願資格申請については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、中学校長又は志願者は、手続を始める前に本校校長に連絡をすること。

【申請期間】

令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで 及び令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

16 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料とすると ともに、さらに特色検査の結果を併せて資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

		選 抜	資 料			
学力検査	特色選抜 志願理由書	調査書	特色面接	特色検査	選抜資料の 満点	備考
5 教科とする。 学力検査の 満点を 250 点 とする。傾斜 配点はしない。 (各科共通)	本へのび負、得までを ・本でのが負、得までを を対し、でを ・本望来高たの記 ・本望来高たの記 ・本望来高の記 ・本望来高の記 ・本望来高の記 ・本望来高の記 ・本望来高の記 ・本望来高の記 ・本望来高の記 ・本望来高の記 ・本でを ・本でを ・本での記 ・、本での記 ・、本での記 ・、本での記 ・、本での記 ・、本でのいる。 ・、本のいる。 ・ 本のいる。 ・ 本のい。 ・ 本のい。 ・ 本のい。 ・ 本のいる。 ・ 本のい。 ・ 本の。 ・ 本の。 ・ 本の。 ・ 本の。 ・ 本の。 ・ 本の。 ・ 本の。 ・ 本の。 ・ 本 。 本 。 本 。 本 。 本 。 本 。 本 。 本 。 本 。 も 。	「各教 135 点 を教 は 135 点 新 は 135 点 新 に 記 が に 表 が に ま が に れ に た が に れ に た が に れ に た が に れ に た の に れ に た に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ に れ	個るのでにまるのでにまるのでにまるのでは、本進等には、本進等にあるのでは、大きのでは、はいきのでは、はいきのでは、はいきのでは、はいは、はいきのでは、はいきのでは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、はいは、は	実技を実施する。 実技は、各種 技能や基本の 身体能力を満点と する。 (各科共通)	全体の満 点は、500 点満点とす る。 (各科共通)	

(2) 一般選抜

調査書の審査結果及び学力検査の成績を資料として総合的に判定し、選抜を行う。ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

学力検査	選抜資料調査書	一般面接	学力検査と調査書 の成績の比重	備考
5 教科とする。 学力検査の満点を 250 点とする。傾斜配点はしない。 (各科共通)	「各教科の学習の記録」は195点 満点、「特別活動等の記録」は55点 満点とし、合計250点満点とする。 部活動や地域クラブ活動等の実績 や取組等は総合的に評価し、点数化 する。 (各科共通)	一般面接は実 施しない。 (各科共通)	同等とする。 (各科共通)	

17 学力検査等の日時及び会場

- (1) 学力検査の日時及び会場
 - ① 日 時 令和8年3月4日(水)午前9時~午後3時10分
 - ② 日 程

ア 受付点呼 午前7時50分~午前8時15分

イ 諸連絡 午前8時15分~午前8時35分

ウ 学力検査 午前9時~午後3時10分

工 諸連絡 午後3時10分~

9:00~ 9:50	休	10:10~ 11:00	休	11:20~ 12:10	昼 食	13:10~ 14:00	休	14:20~ 15:10
国 語		数学		英 語		理科		社 会
(50 (\) (00 /\	([0 /\)	(20 /	([0 /\)	((() (\)	([0 /\)	(nn /\	([0 /\)

(50 分)(20 分)(50 分)(20 分)(50 分) (60 分) (50 分)(20 分)(50 分)

- ③ 会 場 本校
- ④ 持参物

ア 受験票 イ 筆記用具(コンパス、定規を含む) ウ 上ばき エ 昼食

- ⑤ 注意事項
 - ア 下敷、分度器(分度器の機能、長さの辺比率などを記載した定規も含む)は使用できない。

- イ 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- (2) 特色面接・特色検査の日時及び会場
 - ① 日 時 令和8年3月5日(木)·6日(金)
 - ② 日 程

ア 受付点呼 午前8時15分~午前8時30分

イ 諸 連 絡 午前8時30分~午前8時45分

ウ 特色面接 午前8時50分~午前10時30分(予定)

工 特色検査 午前10時40分~午後3時30分(予定)

- ③ 会 場 本校
- ④ 持参物

ア 受験票 イ 筆記用具 ウ 上ばき

- ⑤ 注意事項
- ア 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。
- イ 特色選抜の実技内容や持ち物などの連絡事項・志願者数による日程変更については、 令和8年2月13日(金)以降本校ホームページに掲載する。

18 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する。

追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」による。

- (1) 追検査の日時及び会場
 - ① 学力検査の日時 令和8年3月10日(火)午前9~午後2時45分
 - ② 学力検査の日程

ア 受付点呼 午前8時15分~午前8時30分

イ 諸連絡 午前8時30分~午前8時45分

ウ 学力検査 午前9時~午後2時45分

9:00~ 9:50	休	10:05~ 10:55	休	11:10~ 12:00	昼食	12:50~ 13:40	休	13:55∼ 14:45
国 語		数学		英 語		理科		社 会
(50分)	(15 分	(50分)	(15分)	(50分)	(50分)	(50分)	(15分	(50分)

③ 特色検査の日程 令和8年3月10日(火)午後3時~

ア 受付点呼 午後3時00分~午後3時10分

イ 諸 連 絡 午後3時10分~午後3時20分

ウ 特色面接 午後3時20分~3時50分(最終面接者は午後4時30分に終了予定)

エ 特色検査 午後3時50分~午後4時30分 ※ [本校ホームページ掲載を参照]

※選抜の一部を受験する場合の日時は、中学校長を通して志願者に連絡する。

- ④ 会 場 本校
- (2) その他 持参物については、「17 学力検査等の日時及び会場」のとおりとする。

19 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果(合格・不合格・出願取消、合格した選抜及び学科)の発表を行う。

【選抜結果発表期間】

令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

- (1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。
- (2) 選抜結果発表期間の初日は午後1時以降午後4時まで、WEB出願システムを利用できない志

願者への配慮として、合格者一覧を本校生徒昇降口に掲示する。

- (3) 合格者に対して合格通知書(様式13号)を本校生徒昇降口で交付するので、受験票を持参し、来校すること。
- (4) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

20 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査(追検査を含む。)受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】

令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

21 その他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部 が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」(様式14号)を令和8年3月6日(金)午後4時までに本校校長へ提出する。

- ② 追検査等の対象とならない志願者 受験した内容のみで合否判定を行う。
- (2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校 入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

(3) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届(様式16号)を中学校長を通して本校校長に 提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。 なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

(4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

提出する書類は次のとおりとする。

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」(様式17号)を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」(様式18号)と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

- ② 上記①以外の者
 - 原則として年内に、本校に問い合わせること。
- (5) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせること。